

岐阜県公報

第二百五十三号
令和三年十一月二十四日

(水曜日)

目次

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する

規則

告示

保安林の解除をしようとする旨の通知

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の供用開始

保安林の指定の解除の予定

公示

開発行為の工事の完了

(県産材流通課) 五八五

(治山課) 五八五

(同) 五八六

(道路維持課) 五八六

(下呂農林事務所) 五八七

(建築指導課) 五八八

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百十七号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和三年十一月二十四日

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

下呂市門原字牧ヶ尾平四七七の二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字ヲ石四五〇の一〇（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小川字宮平二四二六の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町柏尾字表山三一六の六四、三一六の一〇七、三一六の一〇、三一六の一五、三一六の一六、三一六の二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
平成 田 戸 線						
			海津市平田町三郷字五間縄五八四番地先から同市同町同字同〇九番一地先まで	二・四	令和 三・二・二四	令和 元・二・二六

岐阜県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
平安 田 八 線						
			海津市平田町三郷字庄不池七三二番地先から同市同町同字同五三番一地先まで	二・二	令和 三・二・二四	令和 元・二・二六

岐阜県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
養 田 老 線						
			海津市平田町三郷字五間縄六二四番一地先地内	二・五	令和 三・二・二四	令和 元・二・二六

岐阜県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
下呂市門原字深谷口一七一の二二
- 二 保安林として指定された目的

<p>三 落石の危険の防止 解除の理由 指定理由の消滅</p>	<p>岐阜県告示第五百五号</p>	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。</p> <p>令和三年十一月二十四日</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>		
<p>一 解除予定保安林の所在場所 下呂市門原字深谷口一七一の二三（国有林。次の図に示す部分に限る。） 二 保安林として指定された目的 落石の危険の防止</p>	<p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>		
<p>岐阜県指令岐西建築第一 一七号の二五 令和三・一・一五 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の二三 令和三・九・二一〕</p>	<p>羽島市竹鼻町蜂尻字村南四一九番一、四二三番、四三三番、同町蜂尻字村西七二三番一及び七二四番一</p>	<p>岐阜県大垣市桑田町二丁目一七二七番地六 株式会社ライズワン 代表取締役 福 本 大 作</p>	<p>岐阜県指令岐西建築第一 一七号の四 令和三・二・八 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の六 令和三・六・九〕</p>	<p>本巣市春近字町田一九四番一、一九四番二の一部、一九五番一及び一九五番二の一部</p>	<p>岐阜県恵那市大井町一三三四番地の八二 株式会社アイギハウジング 代表取締役 保 母 龍 興</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一</p>	<p>不破郡垂井町綾戸字荒越八九五番一六</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地</p>	<p>三 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>公 示</p> <p>開発行為の工事が完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 令和三年十一月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>		

<p>三九号 令和三・七・二</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一九号の六 令和三・四・二八 岐阜県指令岐西建築第一四四号の二九 令和三・一〇・一五</p>	<p>不破郡垂井町字追分三二八七番一、三二八七番二、三二八九番一、三三〇四番二及び三三〇六番七</p>	<p>大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p> <p>岐阜県下呂市金山町東脊部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄</p>
--	---	---

令和三年十一月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社